平成２８年（フ）第４５７号
神奈川県平塚市山下563番地
債務者　眞壁美智代（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７８２号
神戸市灘区岩屋北町５丁目１番１号　701号
債務者　長橋扶美子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２３号
神戸市東灘区深江北町２丁目13番４―307号
債務者　小林　　強
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２４号
神戸市東灘区深江北町２丁目13番４―307号
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８３号
兵庫県西宮市上ケ原山手町２番23号　レオパレスオアシス山手104号、前住所兵庫県西宮市苦楽園二番町19番８号
債務者　前橋　清彦
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３号
山口県柳井市余田2743番地
債務者　内山　幸則
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３７号
山口県熊毛郡平生町大字平生村577―２、住民票上の住所山口県熊毛郡平生町大字平生村630番地の１　ホームタウン平生Ｗ―10―Ｌ
債務者　諸石智恵子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３８号
山口県岩国市南岩国町１丁目６番６―105号　岩国四方田団地Ａ１棟
債務者　葛原　洋子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第６８号
福岡県直方市大字感田3472番地　キャンファマンションＤ―２号、前住所福岡県直方市大字下新入2960番地　ジュネスＫ　Ｂ―201号
債務者　橋野　有希（旧姓茂永）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２１９号
長崎県長崎市高平町２番10―102号
債務者　柴原　美征
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
大分県日田市大字十二町427番地２
債務者　高倉　亮太
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大分地方裁判所日田支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第４９１号
神奈川県鎌倉市大船1294番地２　レオパレスフォレストⅡ109、開始決定時の住所千葉市中央区千葉寺町119番地１　レオパレスみどりⅢ　102号
破産者　池田　知央
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４２号
千葉県松戸市五香南３丁目25番地の14　レオパレス武義213号、開始決定時の住所千葉県船橋市金堀町521―36　船橋北病院６病棟内
破産者　鹿野　直城
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９８号
千葉県八千代市高津415番地１　星のいえ
破産者　合濱　正弘
法定代理人成年後見人　ＮＰＯ法人成年後見なのはな代表者理事　土井　雅生
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２０号
栃木県矢板市上太田31番地　上太田市営住宅１号棟405号
破産者　鏑木いちご農園こと　鏑木　正法
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２３号
埼玉県熊谷市石原３丁目195番地１　石原ケーシーハイツ102号、旧住所埼玉県行田市大字持田2438番地１　トロイメライＡ203
破産者　紫藤　伸之
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０６０号
千葉県浦安市北栄１丁目３番３―104号　サン・レジデンス
破産者　佐々木　享
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３５号
千葉県船橋市七林町438番地141
破産者　齋藤　康司
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４９号
千葉市若葉区東寺山町211番地１　ラ・ルンヌ102号
破産者　上野　　翔
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係